

質学上の指導を奈良教育大学教授梅田甲子郎氏に、工法及び基本設計の指導を建設省土木研究所砂防部長吉岡良朗氏にそれぞれ依頼した。また、三の調査については徳島県教育委員会主事立花博氏に立会を依頼し、同県教委職員と鳴門市教委職員の協力を得た。出土品の鑑定については、名古屋大学助教授植崎彰一氏に指導を依頼した。

以上の調査のうち一から六の調査について以下その概要を記載する。

一、後宇多天皇陵整備区域の調査

整備工事の実施にあたり、昭和五十二年八月一日から十四日までの間事前調査を行った。調査箇所は、本陵南側及び飛地「ほ号」、「ろ号」の外構柵設置箇所、陵前の駐車場用地及び排水溝脇石積修補箇所である。

陵域内には朝原山古墳群の円墳11基が存在するため、外構柵設置箇所を中心に大小25箇所のトレンチ（第1図）を設定して調査を行った。

第1トレンチ（第2図） 大別してⅠ～Ⅵ層が認められ、Ⅰ・Ⅱ層は変化のない堆積土層である。Ⅲ層は細かく四層に分れるが、Ⅳ層を掘り込んだ状態である。Ⅳ層はⅤ層にピット状に掘り込みがあり、Ⅴ層は黒褐色土層で小木炭塊を含み、層も厚く性格が不明である。またⅥ層は暗褐色の礫層であり地山と考えられる。

第2トレンチ（第2図） 陵域西側の境界線に沿って土堤状の高まりがあり、これが南側境界線沿いの市道により切り取られ、道路際に断面

を見せていた。断面の土層はⅠ～Ⅳ層に分けられ、Ⅰ～Ⅲ層は盛土層、Ⅳ層は黒褐色を呈し、旧表土層と考えられる。出土遺物が全くなく、盛土の年代は不明である。

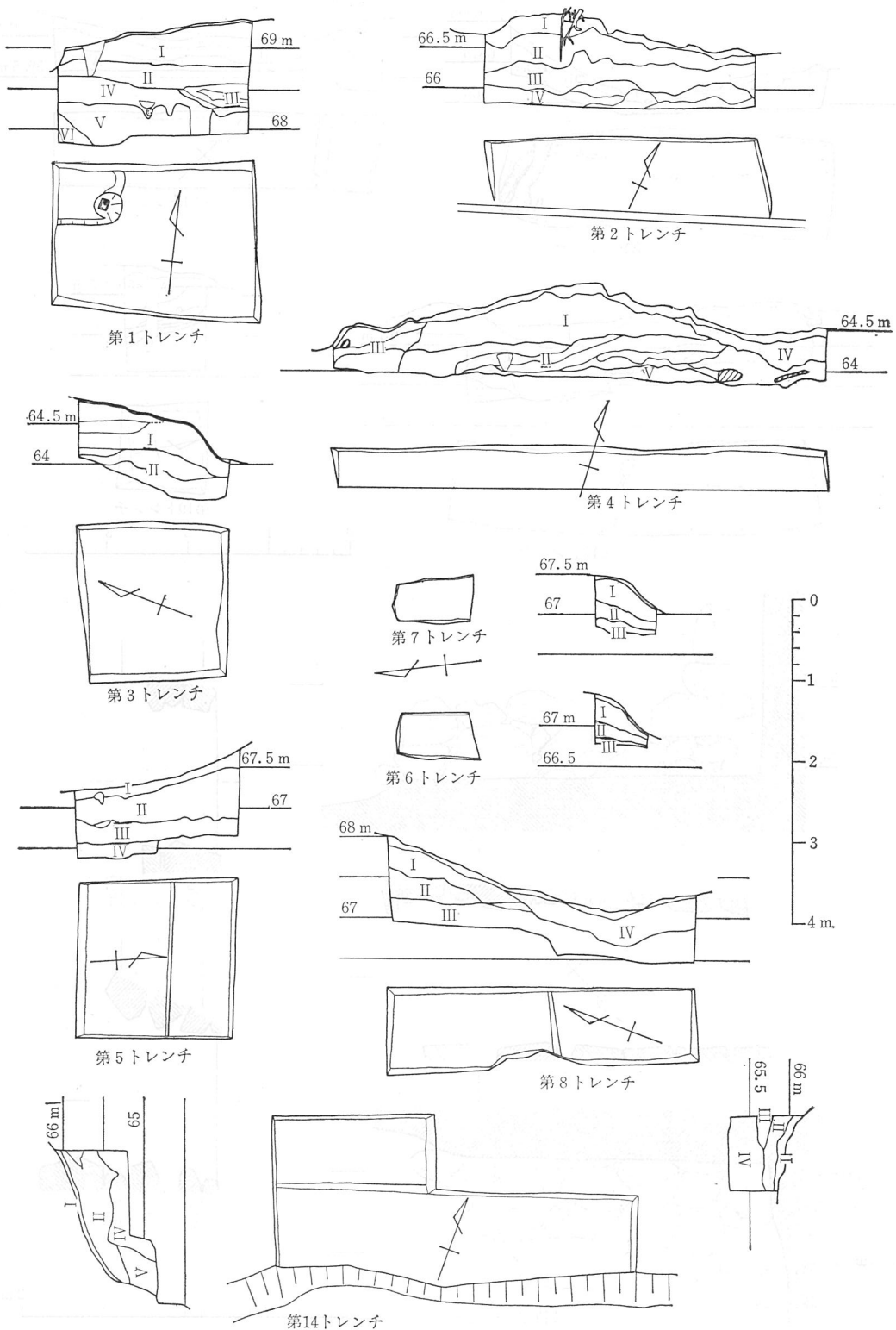
第3トレンチ（第2図） 地山層まで大別して二層に分れ、Ⅰ層は表土腐植土層を含む褐色粘質土の盛土層であり、Ⅱ層は黒褐色粘質土で旧表土層と考えられる。地山層は灰褐色の砂礫土層である。

第4トレンチ（第2図） 第2トレンチ箇所と同様に南北に土堤状に盛土されたと考えられる箇所であり、市道により切り取られ断面が露出していた。土堤状の盛土は厚さ約一メートル、幅は約五・五メートルとなり、両端の裾部のうち西端部分是一部削除され、黄褐色土が埋土されている。また盛土の下層は黒色土層となり、旧表土層と考えられる。

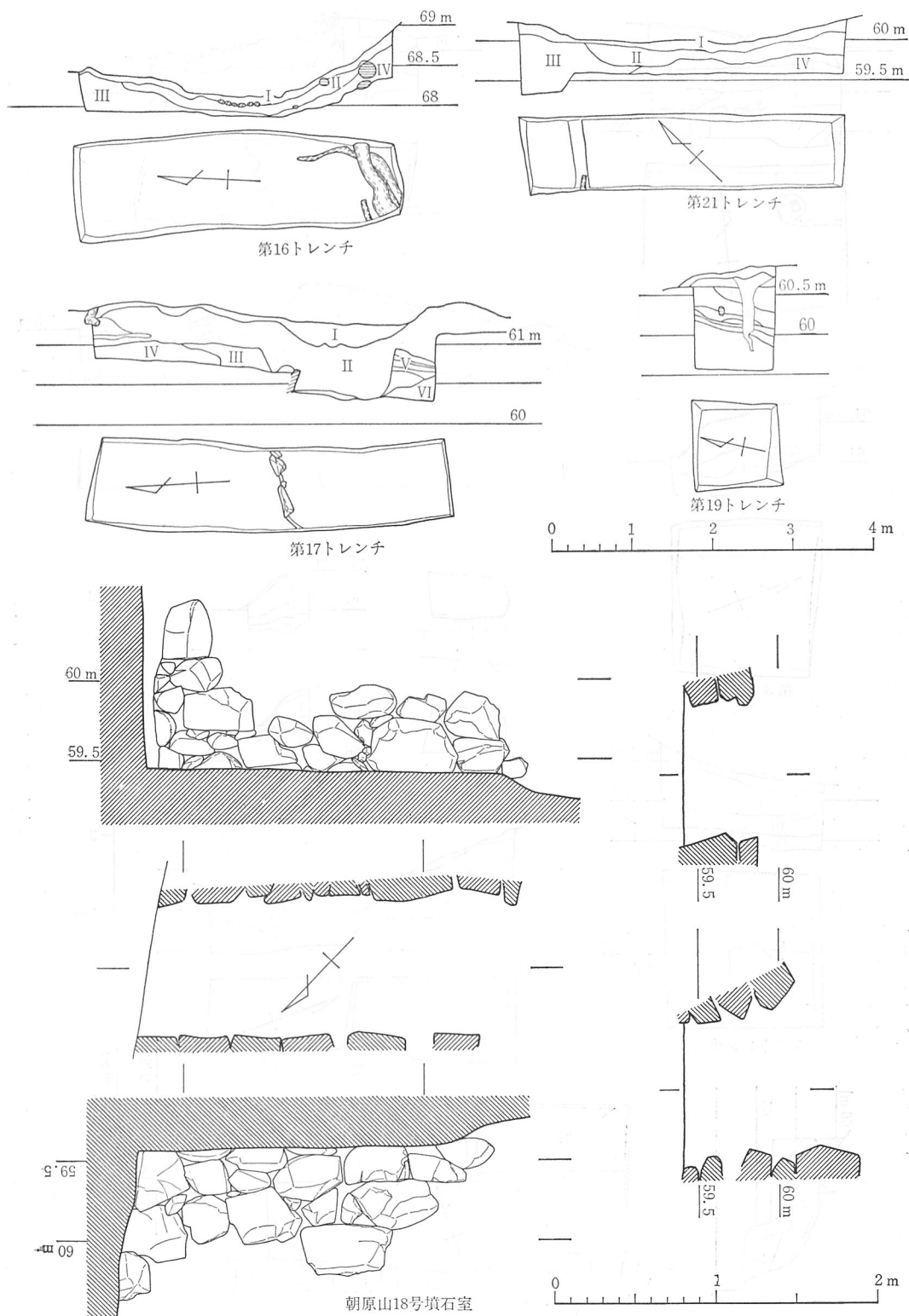
第5トレンチ（第2図） 山麓を削平して南へ平坦に造成し、山寄りに側溝がめぐり、現在でも谷川の流水路となっているところである。トレンチは流水路から山寄りの箇所に設定した。土層は四層に分れる。Ⅰ層は表土層で竹林のため竹根がよく張っている。Ⅱ層は礫が混入した茶褐色の土層で広く分布するものと考えられる。Ⅲ層は青灰色の厚さ二〇～三〇センチの粘土層となる。その上面には約二〇センチ大の石が数個検出された。さらにその下層は南側の半分が一五センチほど落ち込み、溝状遺構が検出された。遺構内は礫が混入した青灰色粘土層（Ⅳ層）となり、有機物が認められ、遺物として瀬戸灰釉碗片、須恵器系擂鉢片、中国製白磁碗片、土師器碗等が出土した。



第1図 後宇多天皇陵トレンチ位置



第2図 後宇多天皇陵トレンチ平面および断面(1) (1/80)



第3図 後宇多天皇陵トレンチ平面および断面(2) (1/80) ならびに石室 (1/40)

第6～8トレンチ(第2図) 境界線の界標四号で屈折する部分に古

墳様の高まりが接しているためと、工法上外構柵支柱の位置を移動させることができないために支柱の基礎掘部分のみ記録保存することにして三箇所に設けたものである。第8トレンチの半ばの界標四号の位置が墳丘の裾となり、それから南は地山層(Ⅲ層)を掘り下げて周溝をつくっている。墳丘部分はトレンチ北端で七四センチ盛土されている。各トレンチ断面は表土層下二層に分れ、Ⅰ層赤褐色粘質土層、Ⅱ層茶褐色砂礫層となり、周溝内には墳丘推定部分からの流土(Ⅳ層)が中心部で四六センチ堆積している。周溝の幅は約九〇センチと考えられる。

第9～13トレンチ 各トレンチとも、表土層下の浅い位置から岩盤及びその風化層が現われ、自然地形箇所と判断される。

第14トレンチ(第2図) 域内に存する朝原山33号墳が境界線に隣接するため、墳丘遺構の有無を確認するために設けたものである。トレンチは二×二メートルの区画の東側にさらに一×二メートル拡張して調査を行った。トレンチの東壁と西壁の土層は地山と考えられる黄褐色粘土層(Ⅳ層)まで四層に分れ、Ⅳ層と接するⅡ・Ⅲ層のうちⅢ層が暗褐色土層となり、Ⅳ層を掘り込んだ状況が認められる。Ⅲ層は墳丘裾部の旧表土層と推定され、Ⅰ・Ⅱ層はその後の墳丘流土の堆積層と考えられる。したがって墳丘は境界線から内側に存在するものと考えられる。

第15トレンチ 朝原山34号墳の南側に続く山麓斜面地に設けたもので、遺構及び遺物は検出されなかった。

第16トレンチ(第3図) 境界線の近くに朝原山14号墳が存在するた

め、古墳の周溝遺構の有無を知るために一×四メートルの細長いトレンチを設定したものである。地山と考えられる黄褐色土層(Ⅲ層)は浅く、境界線寄りで約五センチの表土層下から認められ、六三センチ南内側へ入ったところから黒褐色腐植土層(Ⅱ層)が現われ始め、二・四メートル内側のところで約二五センチの堆積層となる。この位置が墳丘の裾部と考えられ、ここから赤褐色の墳丘の盛土層(Ⅳ層)が始まっている。

第17トレンチ(第3図) 境界線に接して墳丘の半分が削平された状態の朝原山17号墳が存在するので、境界線に沿ってトレンチを設定したところ、ほとんど壊された横穴式石室が検出された(図版二一)。トレンチ内の石室部分は奥壁向って左側壁下一段の石二個で、側壁裏側を調査していないので石材の全形は不明であるが、比較的平面部分を内側に並べて築いている。石質は片岩に似ている。また右側壁は抜き取られてなくなっており、わずかにその抜き取り跡が確認されたにすぎなかった。石室はトレンチの部分に限らず天井石を含めて内部を著しく破壊されているものと推定される。同時に墳丘の形もみだれ、封土も攪乱を受けてはいるが、左側壁裏側において石室築造のための土壙が確認された。現在境界線に沿って市道が通じ、さらに境界線と市道との間に水田の旧用水路跡が残っており、古墳の破壊はこの用水路掘削により行われたと考えられる。

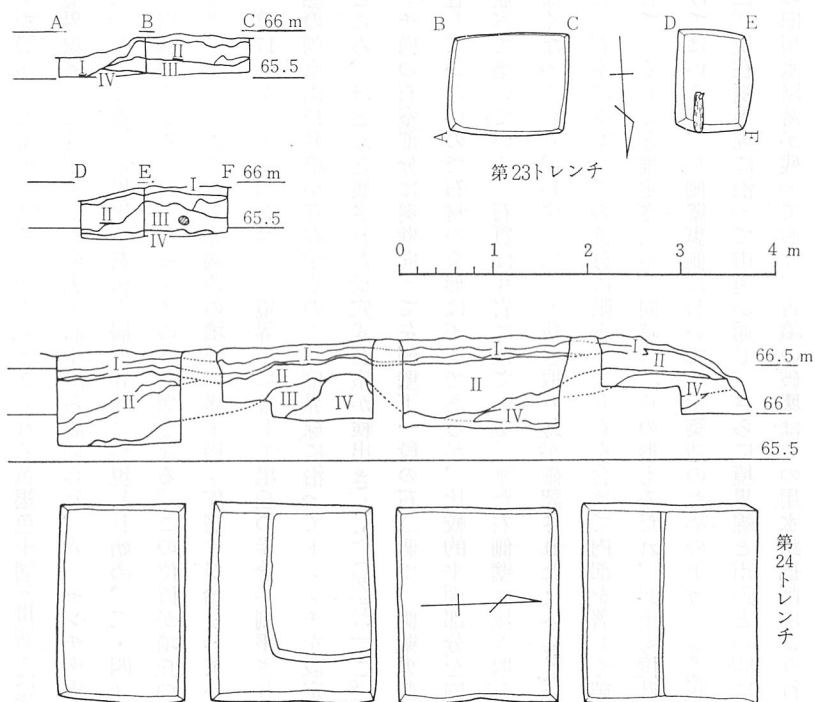
第19～21トレンチ(第3図) 朝原山18号墳が存在するところで、境

界線がその一部を横切っており、市道との法面には第20トレンチでは石室の両側壁が露出している状態であった。

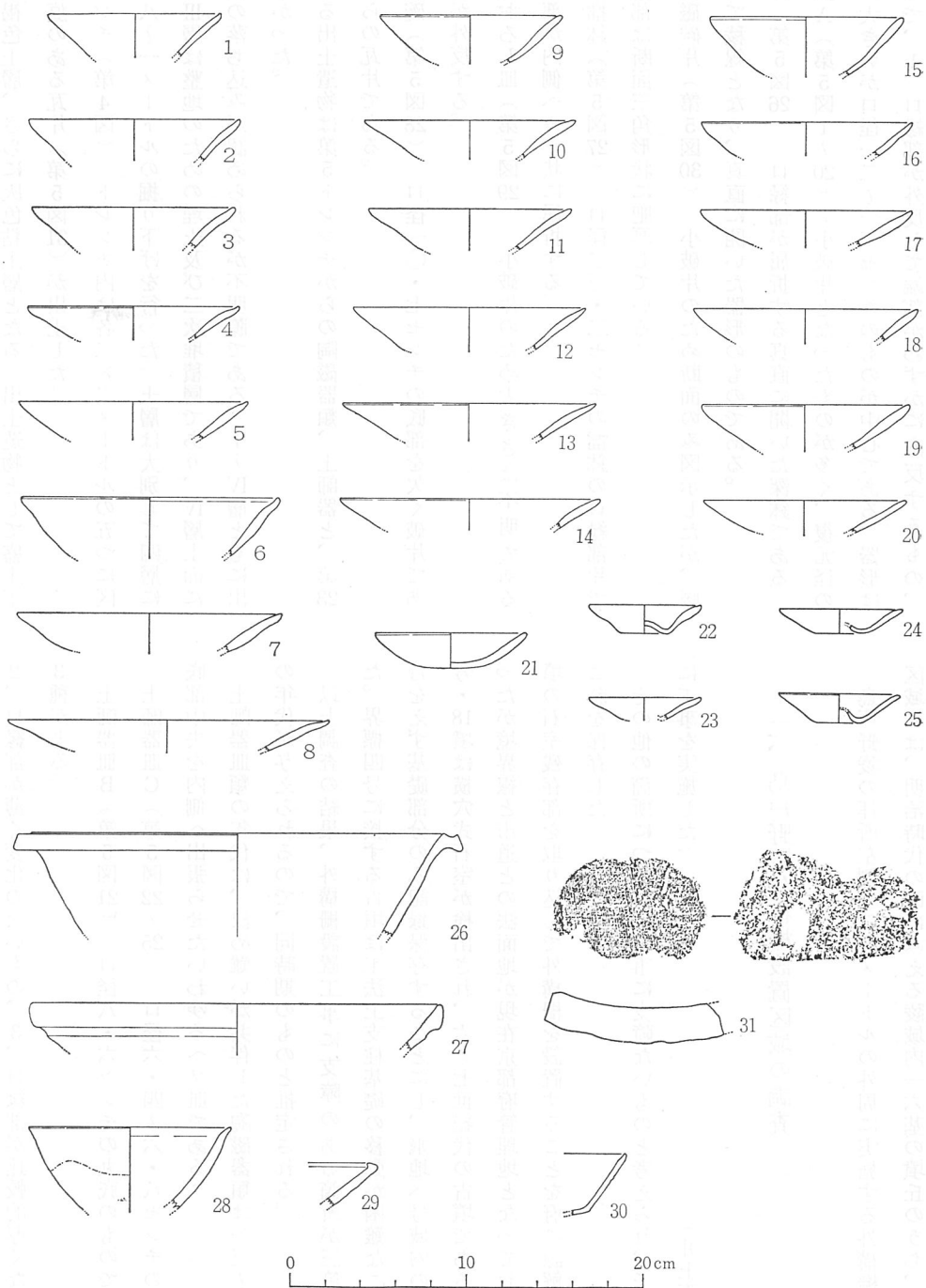
調査は露出している両側壁に沿い、石室内の埋土を取り除く作業をす
すめ、残存する墳丘崖面部分までの境界線から内側一・五メートル、市
道との法面幅〇・七メートルの合せて長二・二メートルの石室部分を検
出することができた(図版二・三)。検出した部分は石室羨道部分に
当たると考えられ、幅〇・八〇・八四メートルでわずかに入口が広くな
っており、主軸線はS45°Wで南西方向に開口している。天井石は調査区
内では全て取り去られ、側壁も同様に上部がなくなり、右側壁の部分で
最高一・〇五メートルの高さまでが遺存していた。側壁に使用されてい
る石材は大小不揃いの石で、比較的平面を持つ部分を内側にして築いて
いる。

第22トレンチ 山麓斜面地を削平して現在のような平坦な竹林にした
ものと考えられ、土層の変化もなく、遺構及び遺物は検出されなかった。

第23トレンチ(第4図) 陵所裏からの谷川の水を陵前池へ流入させ
るための排水溝は、御拜所の平坦面に続く二〇×一〇メートルの平坦地
を南北に横断して、南端において陵前池へ約二メートルの落差で開口す
る。排水溝の石積積替え工事実施予定地の南寄り小土堤のある部分に、
一×〇・七と一×一・二メートルの小トレンチを、排水溝を挟んで両側
に二箇所設けた。既設石積みの深さ約五〇センチまでの掘り下げに止め
たが、土層は表土層を含めて三〇センチが盛土と考えられ、その下層は



第4図 後宇多天皇陵トレンチ平面および断面(3) (1/80)



第5図 後宇多天皇陵出土品 (1/4)

礫混りの黄褐色土層、さらに灰色粘土層となる。出土遺物として盛土下部から布目痕のある瓦片(第5図31)が出土した。

第24トレンチ(第4図) トレンチ内は各二メートルの五つに区切り、〇・八メートルの掘り下げを行った。土層は大別して四層に分れ、Ⅰ～Ⅲ層は整地のための埋土及び二次堆積層であり、Ⅳ層上面において溝状の落ち込みが認められるが不明瞭である。Ⅰ～Ⅳ層ともに出土遺物はなかった。

調査による出土遺物は第5トレンチからの陶磁器類、土師器と、第23トレンチからの瓦片である。

瀬戸灰釉碗(第5図28) 口径一〇・七センチの底部を欠く破片であり、口縁部が外反する。

瀬戸灰釉おろし皿(第5図29) 小破片のため大きさは不明であるが、口縁端部が内側へカギ状に屈折する。

須恵器系擂鉢(第5図27) 口径二三・二センチの擂鉢の口縁部片である。口縁部は断面三角形状に肥厚している。

中国製白磁碗片(第5図30) 小破片のため断面のみ図示したが、腰部が屈折して稜線となり、真直に開いた器形のものである。

土師器鉢(第5図26) 口縁部が屈折する真直に開いた深鉢である。

土師器皿A(第5図1～20) 小破片となったものが多く、復元径のばらつきが大きいが口径一二～一三センチのものが中心である。器形は丸底のもので、1、口縁部が外反して端部がわずかに内反するもの、

2、口縁部が薄く変化のないもの、3、口縁部が比較的厚くなるもの3種がある。

土師器皿B(第5図21) 口径八・六センチの丸底のものである。

土師器皿C(第5図22～25) 口径六・四～六・八センチの大きさの底部中央を内側へ出張せたいわゆるヘソ皿である。

土師器皿類の年代は、決め難いが共伴した陶磁器類は一三～一五世紀の年代が与えられるので、同時期のものと推定される。

以上調査の結果、外構柵設置工事に支障のある箇所が三箇所判明した。界標四号に接する古墳は工法上支柱基礎の移動が困難なことからやむをえず基礎部分のみ記録保存することにし、飛地へ号域内の朝原山17号・18墳は横穴式石室が検出され、六～七世紀代の古墳であることが判ったが境界線と市道との法面地が現在京都府管理地となっており、両古墳の石室残存部を取り込んで外構柵を設置することを府に諒解を求め、これを保存した。

その他の箇所については工事に支障ないものと考えられ、予定の位置に工事を実施した。
(井上喜久男)

二、鳥戸野陵外構柵設置区域の調査

鳥戸野陵の拝所左側二三五メートルの外周に実施する外構柵設置工事区域には、明治時代の図にみえる陵域内一六基の墳丘のうち、七号から



1. 後宇多天皇陵 飛地へ号城内朝原山17号墳石室左側壁



2. 後宇多天皇陵 飛地へ号城内朝原山18号墳石室



1. 後宇多天皇陵 飛地へ号域内朝原山18号墳石室右側壁



2. 後宇多天皇陵 飛地へ号域内朝原山18号墳石室左側壁